

令和9年度 長久手市保育所等入園案内

【令和8年9月】

入園対象年齢

5歳児 クラス	令和3（2021）年4月2日～令和4年4月1日
4歳児 クラス	令和4（2022）年4月2日～令和5年4月1日
3歳児 クラス	令和5（2023）年4月2日～令和6年4月1日
2歳児 クラス	令和6（2024）年4月2日～令和7年4月1日
1歳児 クラス	令和7（2025）年4月2日～令和8年4月1日
0歳児 クラス	令和8（2026）年4月2日～（※）

（※）0歳児・産休あけ保育について

○通常の保育所等

生後6か月経過後の翌月1日から入園

○産休あけ保育

生後57日から入園

※令和9年4月1日の入園を希望される場合は、分娩予定日が令和9年2月3日までの方が対象

※産休あけ保育の実施は、15ページをご覧ください。

当初
申込み

令和9年4月から9月までに入園を希望される方

受付期間

令和8年9月15日（火）～10月9日（金）

郵送申込の場合

令和8年10月5日（月）必着

※上記受付期間内に受け付けた申込みを対象に当初調整を行います。
期日厳守でお申込みください。

受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとして取り扱います。



随時
申込み

令和9年10月以降に入園を希望される方

※当初申込期間後の申込者含む

随時受け付けます。希望する月から入園調整を受けるためには、入園希望月の3か月前の月末までにお申し込みください。

（例：10月入所希望の場合、7月末まで）



お問い合わせ先

長久手市子ども部 子ども未来課 保育係

☎ 0561-56-0615

✉ kosodate@nagakute.aichi.jp

📍 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1

目次



はじめに

- 1 はじめに～保育所・地域型保育施設の利用にあたって～・・・1



申込みについて

- 2 当初申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3 随時申込み・随時調整について・・・・・・・・・・8
4 転園を希望する場合について・・・・・・・・・・9



入園までの流れと保育について

- 5 児童の健康・成長に関わる配慮事項について・・・・・・11
6 休園日・休日保育事業について・・・・・・・・・・13
7 保育料等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・13



資料編

- 8 長久手市保育所等入所選考基準指数表・・・・・・14
9 長久手市内保育所等一覧・・・・・・・・・・・・15
10 利用者負担額（保育料）基準額表・・・・・・・・・・17
11 申込書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
12 関連ページ・各種手続きのご案内・・・・・・23

🔍 目的から探す（こんなときはここを見てください。）



4月～9月に
入園したい



2 当初申込みについて



10月以降に
入園したい



3 随時申込みについて



転園したい



4 転園を希望する場合に
ついて



ならし保育や復帰時期
について知りたい



5 児童の健康・成長に関わる
配慮事項について



保育料を
知りたい



7 保育料等について



記入例を
確認したい



11 申込書等記入例

1 教育・保育給付認定

保育所等を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担し、事業者に支払います。そのため、利用を希望する方は、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保育所等入園申込時に、入園申込書（教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳）のご提出によって、同時に手続きを行います。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳 以上児	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	新制度移行幼稚園、 認定こども園(教育利用)
	「保育の必要な事由」 に該当し、保育を希望 される場合	2号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長 8 時間)	保育所、 認定こども園(保育利用)
満3歳 未満児				保育標準時間 (最長 11 時間)	
満3歳 未満児		3号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長 8 時間)	保育所、 認定こども園(保育利用)、 地域型保育施設
				保育標準時間 (最長 11 時間)	

※保育短時間認定

保育所等に通園する児童で 8 時間未満の保育が必要で、各施設の定める短時間の時間帯に登降園を行える者に行う認定。短時間の時間帯に登降園ができない場合は標準時間認定となります。各施設の定める短時間の時間帯は、別冊の「施設案内」をご参照ください。

なお、保育の必要な事由が求職活動、育児休業の方は短時間認定となります。

2 保育所等の申込みに必要な要件（保育の必要な事由）

保育所等に申し込むには、長久手市に住民登録をしていること（入園日までに長久手市へ転入する予定の方を含みます。）及び、父母等の保護者それぞれが、就労、疾病、介護など、次のいずれかの「保育の必要な事由」に該当する必要があります。保育所と地域型保育施設の要件は同じです。

【保育の必要な事由に関する注意事項】

- ・父母等の保護者それぞれについて、次ページの「保育の必要な事由」のいずれかに該当し、必要な確認書類を提出する必要があります。
- ・原則、申込み時に認定された「保育の必要な事由」を入園後 3 か月以上継続することが必要です。
- ・申込み後又は入園後に、就労状況、世帯状況その他の申込内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども未来課へご連絡ください。変更後の状況により、指数、認定内容又は入園決定の取扱いを見直す場合があります。
- ・保育の必要な事由を満たしている場合でも、入園調整の結果により入園できない場合があります。

【保育の必要な事由の確認書類】

※父母等の保護者それぞれについて、該当する事由と必要な確認書類をご確認ください。

保育の必要な事由	内 容	証 明 書 類
(1) 居 宅 外 労 働	月 60 時間以上の仕事をしている場合	<u>就労証明書（雇用形態にかかわらず全員必要）</u> 自営の方 →注意事項の書類も添付
(2) 居 宅 内 労 働	月 60 時間以上の家事以外の仕事（自営・内職等）をしている場合 (0～2 歳児クラスは、内職不可)	
(3) 母親の出産等	妊娠中又は出産後間がない場合 (出産予定月の前後 2 か月間)	<u>母子手帳</u> の写し (表紙及び分娩予定日の記載があるページ)
(4) 疾 病 等	病気、負傷もしくは精神、身体に障がい を有している場合	<u>保育の必要性がわかる診断書（期間がわかるもの）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</u> の写し等
(5) 疾病等の介護	長期にわたり病気、障がいのある親族を 介護している場合で、月 60 時間以上居 宅内又は居宅外でその方を介護する場 合	<u>介護等が必要な方の診断書（期間がわかるもの）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し及び介護等のタイムスケジュール</u> タイムスケジュールの様式は市ホームページから ダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）
(6) 災 害	震災、風水害、火災その他の災害により、 その復旧にあたっている場合	り災証明書
(7) 求 職 活 動	仕事を探している場合 (利用開始日から 3 か月間)	証明書類不要
(8) 就 学	学校教育法に定める学校や職業訓練施 設等に通っている場合	在学証明書及びカリキュラム等
(9) 虐 待 ・ D V	虐待や DV の恐れがある場合	個別にご相談ください
(10) そ の 他	上記のほか保育が必要と認められる場 合	個別にご相談ください
	育児休業中に利用する場合 (新規申込みは 3 歳児クラス以上のみ)	(1) 居宅外労働と同様の書類を提出

※(3)、(4)、(5)、(7)の要件については、該当期間中の承諾となります。

※育児休業中の保育所等への継続入園について、0～1 歳児クラスは、育児休業期間中は保育の必要な事由に該当しないため、出産に係る保育の必要な事由の期間（出産予定月の前後 2 か月間）が終了する時点で退園となります。2 歳児クラス以上については、集団保育の必要性などから、育児休業期間中も保育所等へ継続して入園することができます。（但し、2 歳児クラスは、出産予定月を含む 3 か月よりも前に在園していることが条件となります。）また、3 歳児クラス以上で育児休業中の方は、新規申込みが可能です。（2 歳児クラスの新規申込みは不可）

【確認書類を提出する際の注意事項】

- ・添付書類の余白に、申込児童の氏名及び生年月日を記入してください。
- ・自営業（中心者）の方は、最新の確定申告書（第一表・第二表）、青色申告承認申請書※又は開業届※のうち、いずれか 1 つの写しを提出してください。※令和 8 年開業の方に限ります。
- ・自営業（専従者）の方は、最新の確定申告書（第二表の専従者給与が分かる部分）又は青色事業専従者給与に関する届出書のうち、いずれか 1 つの写しを提出してください。
- ・就労状況（予定を含む。）を確認するため、勤務先等へ問い合わせる場合があります。

2

当初申込みについて

1 申込受付期間

令和9年4月1日から令和9年9月30日までに入園を希望される方は、次の期間内にお申し込みしてください。なお、申込みは先着順ではありません。

申込方法	受付期間・期限
窓口	令和8年9月15日（火）～10月9日（金）午後4時00分 ※市役所窓口受付は平日 9:00～16:00（土日祝日を除く）
マイナポータル	令和8年9月15日（火）～10月9日（金）午後4時00分送信完了
郵送	令和8年10月5日（月）必着

2 申込方法

以下のいずれかの方法で申込書類を提出してください。なお、申込方法によって、利用調整上の取扱いや優先順位が変わることはありません。

ただし、特別な配慮が必要な児童（障がい児保育を希望する児童）の申込みは、市役所子ども未来課窓口にて職員に申し出いただき、直接申込書類を提出してください。（窓口にお越しいただくことが難しい場合は、子ども未来課までご相談ください）

申込方法	手続方法	注意事項
窓口	市役所子ども未来課窓口へ、必要書類一式を提出してください。	世帯全員分の番号（マイナンバー）確認書類と、申請者の本人確認書類を提示してください。
マイナポータル	マイナポータル「ぴったりサービス」から、申込児童ごとに申請してください。 申請はこちら▶ ※市ホームページから申請ページへ進みます。 	• きょうだいで申し込む場合、児童1人につき1件の申請が必要です。 • 申請には、マイナンバーカード及びカードを読み取ることができるスマートフォン等が必要です。 • 送信後は、申請完了画面や受付番号を保存してください。
郵送	必要書類一式を下記宛先へ郵送してください。簡易書留等、郵送状況を確認できる方法を推奨します。	世帯全員分の番号（マイナンバー）確認書類と、申請者の本人確認書類の写しを同封してください。

〈郵送先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市役所子ども部子ども未来課保育係 「令和9年度当初入園申込書類在中」

【受付期間中の窓口相談・書類提出に関するお願い】

- 受付期間中は、子ども未来課窓口の混雑が予想されますので、マイナポータルや郵送での申込みにご協力いただきますようお願いいたします。なお、窓口での混雑を避けるため、受付期間中の窓口での入園相談については、1件15分以内（目安）とさせていただきます。
- 例年、上記受付期間最終週は書類の提出が集中します。不備があった場合に書類の再提出が間に合わない可能性があります。書類が揃い次第、すみやかにご提出ください。

3 申込書類

○全員提出 ※様式は市ホームページからもダウンロード可

提出書類		必要部数	備考
①	教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳	申込児童ごとに1部	19 ページ以降の記入例をご確認ください
②	児童世帯状況調査票	申込世帯ごとに1部	
③	「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯ごとに1セット	児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です。 2 ページをご確認ください
④	番号（マイナンバー）確認書類	//	①の「子どもの世帯員欄」に記載した世帯員の番号確認書類（※）が必要です。窓口申込みの場合は番号確認書類を提示してください。郵送申込みの場合は写しを提出してください。 ※通知カード、個人番号記載の住民票、個人番号カードのうち1点
⑤	本人確認書類	//	①の認定保護者氏名欄に記載した方の本人確認書類（※）が必要です。窓口申込みの場合は本人確認書類を提示してください。郵送申込みの場合は写しを提出してください。 ※運転免許証、個人番号カードなど顔写真付き証明書類1点 顔写真付き証明書類がない場合は、資格確認書、国民年金手帳など証明書類2点
⑥	保育所等入園申込チェックシート	//	当初申込のみ

○状況により提出が必要な書類

状況	提出書類	備考
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し（契約者名、転入先住所、賃貸開始日又は引渡日の記載があるページ）	
申込児童が出生前の方	申込児童の母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載があるページ）	
離婚調停中の方・離婚裁判中の方	事件係属証明書、裁判所からの呼出状、調停期日通知書等、離婚調停中又は離婚裁判中であることがわかる裁判所関係書類の写し	
弁護士に依頼して離婚協議中で、父母が別居している方	① 弁護士が発行した離婚協議中であることを証明する書類の写し ② 父母が別居していることに加え、児童を申請者が現に監護していることがわかる書類又は申し立て書	①・②の両方を提出してください。
認可外保育施設利用者で、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設に入園できる要件を満たし、月 60 時間以上預けている方（求職中、育児休業中の要件を除く）。	認可外通園証明書 様式は市ホームページからダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）	認可外保育施設通所助成金の対象となる場合があります。別冊「施設案内」をご覧ください。
障がい者（児）が同じ世帯にいる方（申込児童も含む）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金証書等の写し	

【入園決定後の情報共有について】

入園が決定した場合は、児童の安全な保育及び入園準備に必要な情報について、必要な範囲で入園予定施設と共有します。

4 児童面接

令和9年度に3歳児クラス以上となる新規申込児童について、入園前に児童面接を実施します。面接は、市が指定する公立保育園で行います。

面接日時及び会場は、申込受付後にお知らせします。

面接は、原則として、希望園のうち最も希望順位の高い公立保育園で実施します。公立保育園を希望していない場合は、市が指定する公立保育園で実施します。指定された日時に都合がつかない場合は、子ども未来課へご連絡ください。

窓口申込みの場合は受付時に案内し、郵送又はマイナポータルで申し込んだ場合は、後日、市から連絡します。

対象	保 育 園 名	面 接 日 時
3歳児クラス 以上 (当初申込者全員)	①上 郷 保 育 園	10月29日(木)
	②色 金 保 育 園	10月30日(金)
	③長 湫 東 保 育 園	11月4日(水)
	④長 湫 西 保 育 園	11月2日(月)
	⑤長 湫 北 保 育 園	10月29日(木)
	⑥長 湫 南 保 育 園	10月29日(木)
午前9時～正午、 午後1時～4時の間 ひとり20分程度		
0～2歳児クラス (入園決定者のみ)	4月入園者：2月上旬から3月上旬 5月以降入園者：入園の約1か月前 ※詳細は、入園決定後に各園から送付される案内をご確認ください。	

【児童面接に関する注意事項】

- ・面接では、申込児童の様子を確認するため、申込児童と一緒にお願いします。
- ・児童の健康状態等により面接日に来場できない場合は、子ども未来課へご連絡ください。
- ・児童面接は、児童の状況及び必要な保育体制を確認するために実施します。なお、面接を受けたことにより、入園を確約されるものではありません。

5 入園調整

(1) 入園調整の方法

14ページの長久手市保育所等入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに指数の合計が高い順に入園を決定します。指数の合計が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。(クラス年齢とは、年度の4月1日現在の年齢です。)

第一希望の園で調整できない場合は、第二希望以降の園での調整又は待機となります。なお、申込書に記載された園のみの調整となりますので、通える園は全てご記入ください。

(2) 当初調整

① 申込内容・指数等の確認

令和8年10月16日(金)までに、順次、当初申込の方全員に、指数と不備内容(不備がある方のみ)を記入した「保育所等入園申込チェックシート(以下「チェックシート」という。)」を子ども未来課から各ご家庭へ郵送します。※郵送に代えてショートメッセージサービスにてお知らせする場合があります。

令和8年10月23日(金)になっても「チェックシート」が届かない場合は、お手数をおかけしますが子ども未来課までお問い合わせください。

お手元に届きましたら、「チェックシート」に記載される内容等をご確認のうえ、指数等記載内容に誤り等がある場合は、お手数をおかけしますが子ども未来課へご連絡ください。

また、「チェックシート」に不足書類の追加提出や申請書類の記載漏れ等について記載がある場合は、必要に応じて不足書類の追加提出や申請書類への追記等をお願いいたします。

なお、令和8年10月26日(月)までに揃っている書類により審査を行います(郵送の場合、締切日必着)。指数は、令和8年10月27日(火)を基準日として確定しますので、お手元に届きましたら、お早めに「チェックシート」の内容等のご確認をお願いいたします。

② 結果通知

調整結果及び「教育・保育給付認定通知書兼支給認定証」は、令和 8 年 12 月下旬頃に、当初申込みの方全員へ郵送します。

○入園が決定した方：「利用承諾書」を送付します。

○入園が決定しなかった方：

「当初調整の結果について」を送付します。なお、「保育所等入所保留通知書」は、追加調整（本ページ内「(3) 当初申込みの追加調整」参照）の結果通知時に送付します。

○転入予定又は出生前に申込みをした方：

入園可能となった場合は、「内定通知書」を送付します。なお、転入予定の方は、長久手市への転入手続が完了するまで「保育所等入所保留通知書」を発行できませんのでご注意ください。

(3) 当初申込みの追加調整

当初調整で入園が決定しなかった当初申込者を対象として、追加調整を行います。改めて入園申込みをする必要はありません。なお、転園希望調査（9 ページ「4 転園を希望する場合について」参照）の対象者は追加調整の対象とはならず、令和 9 年度の随時調整（8 ページ「3 随時申込みについて」参照）において転園調整を行います。

① 対象となる受入れ可能枠

追加調整は、当初調整終了時点で受入可能枠が残っている施設を対象に行います。当初調整後に、入園辞退、退園等により新たに生じた空きは、令和 9 年度の随時調整で取り扱います。

② 希望園の追加・変更

追加調整に当たり、希望園の追加、削除又は希望順位の変更を受け付けます。希望園の追加、削除又は希望順位の変更を希望する場合は、令和 9 年 1 月 15 日（金）までに手続きをしてください。

希望園を変更しない場合は、手続きをする必要はありません。（当初調整時の希望園及び希望順位により、引き続き追加調整を行います。）

※手続き方法等詳細は、当初調整の結果通知に同封してお知らせします。

③ 指数・抽選番号

追加調整では、当初調整で確定した指数及び抽選番号を使用します。希望園を追加又は変更した場合も、抽選番号は変更しません。

④ 結果通知

追加調整の結果は、令和 9 年 2 月上旬に郵送予定です。

入園が決定した方には「利用承諾書」を、入園が決定しなかった方には「保育所等入所保留通知書」を送付します。この通知書は、育児休業給付金の支給期間延長の手続等に使用できる場合がありますが、延長が認められるかどうかは勤務先又はハローワーク等の判断によります。必要な通知書の対象月及びその他必要な書類等詳細については、各関係機関へお問合せください。

(4) 調整結果後の取扱

① 第一希望以外の園で入園が決定した場合

第一希望以外の園で入園が決定した場合、第一希望園に空きが出た場合に限り、令和 9 年度の随時調整において転園調整を行います。転園願を提出する必要はありません。

※詳細は P9「転園を希望する場合について」を参照ください。

② 入園が決定しなかった場合（保留となった場合）

追加調整でも入園が決定しなかった場合は、改めて申し込みをすることなく、令和 9 年度の随時調整の対象となります。

※詳細は P8「4 随時申込みについて」の「4 入園調整と結果連絡」を参照ください。

<参考> 抽選番号の決定方法

当初申込者の抽選番号については、別紙「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼保育児童台帳」に保護者の方が記入された仮抽選番号と、公開抽選による基準番号をもとに決定します。公開抽選は市役所北庁舎2階第5会議室にて、10月27日（火）10時に行います（市役所職員が1～45の番号が入った抽選箱からくじ引きを1回行い、基準番号を決定します）。なお、施設の都合により、公開抽選の会場に入場できる方は先着10名までとさせていただきます。お越しいただく際は、市役所第2駐車場をご利用ください。基準番号は10月27日（火）17時以降に市ホームページにて公開します。

上記により決定した優先順位をもとに入園調整を行います。

例 公開抽選により決定した基準番号が「5」の場合の抽選番号

仮抽選番号（保護者が記入した番号） 5, 6, 7, 8, 9, 10・・・45, 1, 2, 3, 4
 抽選番号 優先順位 高←1, 2, 3, 4, 5, 6・・・41, 42, 43, 44, 45→低

Aさん	抽選番号1 (仮)	5	抽選番号2 (仮)	4	➡	抽選番号1 (決定)	1	抽選番号2 (決定)	45
Bさん	抽選番号1 (仮)	5	抽選番号2 (仮)	6	➡	抽選番号1 (決定)	1	抽選番号2 (決定)	2
Cさん	抽選番号1 (仮)	6	抽選番号2 (仮)	5	➡	抽選番号1 (決定)	2	抽選番号2 (決定)	1
Dさん	抽選番号1 (仮)	6	抽選番号2 (仮)	4	➡	抽選番号1 (決定)	2	抽選番号2 (決定)	45

4人（Aさん～Dさん）の指数の合計・基本指数が同じ場合は、抽選番号1の小さい方から優先し、抽選番号1も同じ場合は、抽選番号2の小さい方を優先します。例の場合、優先順位は、Bさん＞Aさん＞Cさん＞Dさんの順になります。

1 申込みの対象となる方

次のア、イいずれかに該当する方は、随時申込みとなります。なお、当初調整又は追加調整で入園が決定しなかった方は、改めて随時申込みをする必要はありません。当初申込時に記載いただいた入園希望園及び希望順に基づき、引き続き随時調整をいします。

- ア 当初申込受付期間後に新たに入園申込みをする方
- イ 令和9年10月1日以降に入園を希望する方

2 申込受付期間・申込方法

随時申込みは、令和8年10月13日（火）から、市役所子ども未来課窓口で受け付けます。（申込受付時に、入園調整で指数等が同点となった場合の優先順位を決めるくじを引いていただくため、原則として窓口での申し込みが必要です。）

入園希望月の3か月前の月末までに、必要書類を子ども未来課に提出してください。この期限を過ぎても申し込みはできますが、希望する月からの入園調整に間に合わない場合があります。

遠方からの転入等により来庁が困難な場合は、事前に子ども未来課へご相談ください。

入園調整は次の①及び②の両方を満たす最初の月から開始します。

- ① 申込月の翌々月以降であること。
- ② 入園希望月の3か月前以降であること。

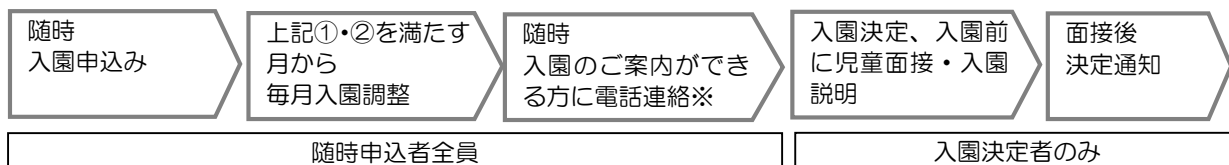
<例>

8月申込・9月入園希望 : 9月入園の調整には間に合いません。（最短で10月入園から調整の対象となります。）

8月申込・10月入園希望 : 9月に10月入園に向けて調整を行います。

8月申込・翌年1月入園希望 : 10月から12月まで、1月入園に向けて調整します。

※入園希望月までに入園できなかったとしても、毎月入園調整を行います。



3 申込書類

必要書類は、4 ページ「3 申込書類」をご確認ください。

4 結果連絡

入園調整は、14 ページの「長久手市保育所等入所選考基準指数表」に基づき、クラス年齢ごとに行います。申込受付の早い順に入園を決定するものではありません。指数の合計が同じ場合は、基本指数の高い児童を優先します。基本指数も同じ場合は、抽選番号により優先順位を決定します。

入園が可能となった方には、随時、子ども未来課から電話でご連絡します。入園の意思を確認した後、各園にて児童面接等を行い、当該面接の結果等を踏まえ、「利用承諾書」を送付します。

入園希望園に空きがない場合等入園のご案内ができない場合は、原則として子ども未来課から連絡はいたしません。第一希望以外の園に入園・転園が決定した場合の取扱いについては9 ページ（3） 第一希望以外の園に入園・転園が決定した場合をご確認ください。

5 保育所等入所保留通知書について

保育所等入所保留通知書は、入園調整を行った結果、入園が決定しなかった場合に発行できます。申込受付前の月分、入園調整を行っていない月分、出生前の児童及び長久手市へ転入手続が完了していない方については、保育所等入所保留通知書を発行できません。

発行を希望する場合は勤務先又はハローワーク等の提出先に必要となる時期を確認のうえ、原則として発行希望日の2週間前までに子ども未来課へご連絡ください。

【随時申込み・随時調整に関する注意事項】

- ・申込後に、希望園、入園希望月、住所、世帯状況、就労状況等が変更となった場合は、速やかに変更手続きをしてください。
- ・申込みは令和9年度末まで有効です。翌年度も入園を希望する場合は、改めて申し込みが必要です。
- ・入園の意思確認後に辞退する場合は、速やかに子ども未来課へご連絡ください。

1 転園手続の方法

状況	必要な手続	調整時期	転園できなかった場合
在園児が令和9年4月1日からの転園を希望する場合	転園希望調査票	4月1日付の転園調整	同じ希望内容で令和9年度の随時転園調整へ自動的に移行
令和8年度中又は令和9年5月1日以降に新たに転園を希望する場合等	転園願	市が受理した月の翌月から随時調整 ※最短で翌々月の転園となります。	令和9年度中、引き続き随時転園調整
第一希望以外の園に入園・転園が決定した場合	手続不要	入園後の随時調整	第一希望園に限り自動的に転園調整

※第一希望以外の園に転園が決定した方について、自動的に転園調整を行うのは、申込み時の第一希望園に限ります。第一希望以外の園も転園先として希望する場合や第一希望園を変更する場合は、転園願を提出してください。

(1) 転園希望調査

令和8年度に市内の保育所等を利用している児童で、令和9年4月1日から他の保育所等への転園を希望する場合は、既に在籍している施設からお配りしている「令和9年度転園希望調査票」を提出してください。（提出期限及び提出方法は、在園している施設を通じてお知らせしていますので、お早めにご確認ください）

なお、転園希望調査の対象者は、「当初申込みの追加調整」の対象とはなりません。

(2) 転園願

転園希望調査の提出後に新たに転園を希望する場合又は希望園の追加、削除、希望順位の変更を希望する場合は、改めて転園願を提出してください。

転園願の提出後、希望する園に受入可能枠が生じた場合に随時調整を行います。なお、転園願は転園希望日の属する年度のみ有効となります。

(3) 第一希望以外の園に入園・転園が決定した場合

転園希望調査、当初申込み、追加調整、随時調整で第一希望以外の園に入園・転園が決定した場合は、決定した園への入園を前提として、第一希望園に限り、転園願を提出することなく随時転園調整を行います。

第一希望園への転園が可能となった場合は、子ども未来課から保護者様へ電話でご連絡します。この電話は転園の意思確認であり、この時点で転園を辞退された場合は、引き続き現在の園をご利用いただけます。

意思確認により転園が決定した後は、他の子どもの入園調整を行う関係上、原則として現在の園へ戻ることはできませんので予めご了承ください。

なお、第一希望以外の園への転園を希望する場合や第一希望園を変更する場合は、転園願に記載される希望園及び希望順位に基づき調整を行う関係上、速やかに子ども未来課まで転園願を提出してください。

2 転園調整の方法

転園調整は、希望する園に受入可能枠がある場合に、14ページの「長久手市保育所等入所選考基準指数表」に基づいて行います。

転園希望調査票又は転園願に記載された希望園及び希望順位に従って調整します。記載されていない園は調整の対象となりません。

指数の合計が同じ場合は基本指数の高い児童を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号により優先順位を決定します。

3 調整結果とその後の取扱い

(1) 転園希望調査の結果

令和 9 年度転園希望調査の結果は、令和 8 年 12 月下旬頃までに郵送にてお知らせします。

(2) 転園が決定しなかった場合

転園希望調査で転園が決定しなかった場合は、改めて転園願を提出する必要はありません。転園希望調査票に記載した希望内容により、令和 9 年度の随時転園調整へ引き継ぎます。

転園の案内が可能となった場合のみ、電話でご連絡します。

(3) 希望内容の変更・取下げ

転園希望調査の結果（転園が決定しなかった旨の）通知後に、希望園の追加、削除又は希望順位の変更を希望する場合は、転園願に記載される希望園及び希望順位に基づき調整を行う関係上、速やかに転園願を提出してください。

また、転園を希望しなくなった場合は、速やかに子ども未来課へご連絡ください。

【転園に関する注意事項】

- ・転園調整は、希望園に受入可能枠が生じた場合に行うものであり、転園を保証するものではありません。
- ・転園希望調査票の提出期限後から結果通知（12 月下旬頃）までは、希望園の変更及び転園希望の取下げはできませんのでご注意ください。
- ・転園が決定した場合、現在利用している園は転園日の前日まで利用できます。転園日以降は現在の園を継続して利用することはできません。また、転園決定後に転園を辞退した場合も、原則として現在の園を継続して利用することはできません。
- ・開所時間や保育内容等を事前に確認し、転園が決定してもよい園のみを希望園として記入してください。
- ・第一希望以外の園で入園が決定した場合に転園調整を行うのは、申込時の第一希望園に限ります。第二希望以下の園は、転園調整の対象となりません。第二希望以下の園へ転園を希望する場合や第一希望園を変更する場合は転園願を提出してください。

長久手市では、保育施設を利用する児童の健康・成長に関わる配慮として、以下の対応を行います。

1 ならし保育

(1) ならし保育の目的

新たに保育所等へ入園する児童が、施設での生活に徐々に慣れることができるよう、入園当初は短い保育時間から開始し、段階的に保育時間を延ばす「ならし保育」を実施します。

ならし保育の期間は2週間程度を目安としますが、児童の年齢、健康状態及び施設での様子等により、期間や保育時間が異なる場合があります。

(2) 実施期間

ならし保育は、原則として入園日以降に実施します。入園日前及び前年度中にならし保育を行うことはできません。

公立保育園では、入園式前を希望保育期間としているため、4月1日入園の方は、原則として入園式の翌日以降にならし保育を開始します。

私立保育所及び地域型保育施設の開始日は施設により異なりますので、入園予定の施設へご確認ください。なお、保育料は入園日から発生します。

(3) 入園日及び復職・就労開始等の期限

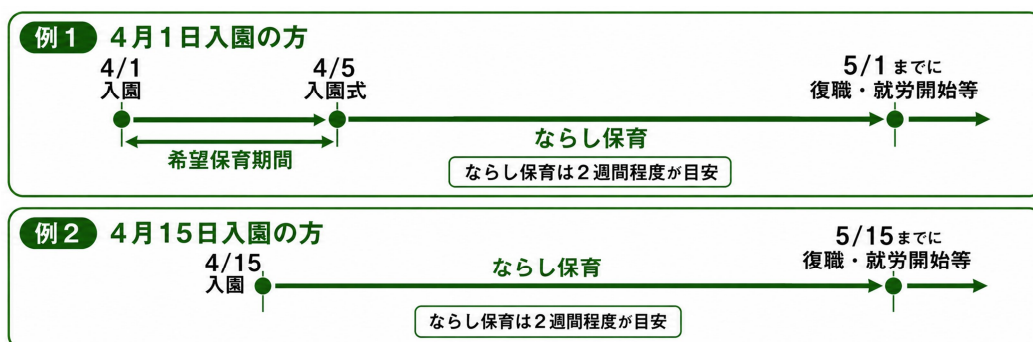
入園日は原則として毎月1日又は15日です。産休明け保育を希望する方など、入園日について特別な事情がある場合は、子ども未来課へご相談ください。

就労又は就学を保育の必要な事由として入園する方は、入園日の翌月の同日までに、復職、就労開始又は就学開始をしてください。ただし、3月に入園する場合は、3月31日までに復職、就労開始又は就学開始をしてください。

入園日	復職・就労開始等の期限
毎月1日入園	翌月1日まで
毎月15日入園	翌月15日まで

※ならし保育の期間が長くなった場合でも、復職、就労開始又は就学開始の期限は延長されません。
※入園式の日程その他施設の事情によりならし保育の開始が遅れ、期限までの復職等が難しくなるおそれがある場合は、入園予定施設及び子ども未来課へ事前にご相談ください。

(4) 入園日別のスケジュール例及び令和9年度入園式（予定）



令和9年度各保育所等の入園式日（予定）

3月24日(水)	てとろ北（私立）
4月1日(木)	はな保育室はなみずき通（地域型）、はな保育室としょかん通（地域型）
4月3日(土)	アスク（私立）、アートチャイルドケア（私立）、アイン（私立）
4月5日(月)	コロポックル（私立）
4月7日(水)	長久手ひまわり保育室（地域型）、公立保育園
未定 実施しない園もあり	市が洞（私立）、ALL4KIDS（私立）、地域型保育施設（はな保育室除く）

2 0～1 歳児の授乳・水分補給

哺乳瓶又はコップ等で必要な水分をとることができない場合は、体調管理等の観点から安全に保育することが困難となるため、受入れできない場合があります。入園までに、児童の発達に応じた方法で水分をとれるよう、ご家庭で練習をお願いします。心配なことがある場合は、事前に子ども未来課へご相談ください。

3 食物アレルギーのある児童

給食で食物アレルギーへの対応を希望する場合は、医師が作成した診断書（指示書）に基づき対応します。入園決定後、医療機関を受診し、必要書類を提出してください。

また、園では、安全に食べられることを確認できていない食材は、原則として提供しません。園で提供する予定の食材について、年齢や発達に応じ、入園前にご家庭で食べられることを確認してください。

4 障がい児保育

特別な配慮が必要な児童については、「長久手市障がい児・加配児保育実施要綱」及び「長久手市の保育所における医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき、児童の発達状況、日常生活上の支援の必要性、他児との関わり及び集団保育の可否等を確認し、必要な保育体制及び受入れの可否を判断します。

障がい児保育を希望する場合は、障がい児保育実施園から希望園を選択してください。障がい児保育は、3 歳児クラス以上を対象としています（実施園は 15 ページ参照）。必要な保育体制を確保できない場合は、入園時期又は受入れ施設を調整する場合があります。

入園後も、児童の状況や必要な支援内容を継続的に確認します。安全な集団保育の継続が困難と判断される場合は、必要に応じて、保護者、施設及び市で今後の保育について協議する場合がありますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。



【児童の健康・成長に関わる配慮事項に関する注意事項】

- 児童の健康状態、発達状況、食物アレルギーその他保育上配慮が必要な事項について、申込後に変更があった場合は、速やかに子ども未来課又は利用（予定）施設へお知らせください。
- 安全に保育するため、面談や医師が作成した書類等の提出をお願いする場合があります。必要な確認が完了していない場合は、保育内容や給食対応、受入時期等を調整することがあります。
- ならし保育の期間、保育方法及び個別の配慮内容は、児童の状況や施設の体制によって異なります。具体的な内容は、利用（予定）施設とご相談ください。

6 休園日・休日保育事業について

1 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※愛知淑徳職場内保育室（AS 保育室）及びスマイル☆キッズは土曜日も休園

※公立保育所は、本市が定める「保育園休園基準」に基づき休園となる場合があります。

2 休日保育事業

認可保育所及び地域型保育施設を利用している児童を対象に、保護者の就労等により、休日（日曜日や祝日）に家庭での保育が困難な児童に対して、保育園でお預かりする事業です。アスクはなみずき保育園、てとろ北保育園及び ALL4KIDS ナーサリースクールで実施しています。利用にあたり、事前に利用登録が必要ですので、事業内容や利用できる要件などを確認して、まずは市子ども未来課に申請してください。詳細は市役所ホームページをご参照ください。



7 保育料等について

1 保育料

0～2 歳児クラス（当該年度の 4 月 1 日現在の年齢）の保育料は、児童の属する世帯の状況及び保護者等の市町村民税所得割額の合計額に基づき算定します。公立保育園、私立保育所及び地域型保育施設の保育料は、いずれも同額です。詳しくは、17 ページの「令和 8 年度利用者負担額（保育料）基準額表」をご確認ください。

なお、令和 9 年度の保育料は未定ですが、国の制度に基づき 3 歳児クラス以上の保育料は無償となります。ただし、主食費、副食費、延長保育料、用品費等は無償の対象外です。

2 主食費及び副食費

3 歳児クラス以上は、主食費（ごはん・パン代）及び副食費（おやつ・おかず代）が必要です。主食費及び副食費は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

ただし、2 号認定児童の副食費については、次のいずれかに該当する場合に免除されます。

- ・市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯
 - ・ひとり親世帯等で、市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯
 - ・所得にかかわらず、同時に在園する園児が 3 人以上いる場合の第 3 子以降の園児
- 免除の対象となる方には、市からお知らせします。

3 保育料及び副食費免除判定の切り替え

保育料及び副食費免除の判定は、市町村民税所得割額に基づいて行います。毎年 9 月に参照する市町村民税の年度が切り替わるため、9 月分から保育料又は副食費の免除区分が変更となる場合があります。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度の市町村民税課税額に基づく 保育料等					当該年度の市町村民税課税額に基づく保育料等 (収入の申告をしていない場合 R9.6 末までに確定申告または市民税申告 が必要)						

※保護者が海外で収入を得ていた期間がある場合は、入園決定後に海外収入が分かる書類が必要です。子ども未来課までお申し出ください。

4 その他費用

延長保育料やその他費用は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

長久手市保育所等入所選考基準指数表

基本指数

番号	区分	保護者の状況（児童の保育に当たらない場合）	基本指数
1	就労	居宅外 居宅内 労働	月155時間以上の就労を常態 月120時間以上月155時間未満の就労を常態 月90時間以上月120時間未満の就労を常態 月60時間以上月90時間未満の就労を常態
		農業 中心者 専従者	農地50a以上、畜産又は林業
			農地30a以上50a未満
			農地20a以上30a未満
			月60時間以上の就労を常態
		内職	月60時間以上の就労を常態
2	出産	出産の前後で、休養を要するため保育できない場合	8
3	疾病等	入院	1月以上を要する場合
			1月以上の常時病臥・感染性
		居宅内	常時安静を要する場合
			一般療養中
		障がい者	1・2級又はA判定
			3級又はB判定
4	介護	病院等付添	4級以下又はC判定
			月15日以上の付添
			寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び必要介護度4以上の者の常時介護
			寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び必要介護度4以上の者の介護
5	災害	災害の復旧にあたってしている場合	6
6	求職	求職活動のため外出を常態としている場合（起業準備を含む）	10
7	就学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に月60時間以上通学（通信教育課程を含む）	2
8	その他	育児休業中の保育所の利用（3歳クラス以上で次年度以降の復帰日）	7
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	1
			5

調整指数

番号	状況	調整指数
1	母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+3
2	父又は母が愛知県外に単身赴任で居住している	+1
3	保護者の入園する要件（基本指数）が「疾病等」以外で、同居している父又は母が障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを取得している	+1
4	新年度長久手市の認可保育施設継続在籍児の兄弟姉妹入所	+2
5	長久手市の認可保育施設に兄弟姉妹同時申請	+1
6	申込児童を認可外保育施設等に有償で預けている	+1
7	父又は母が長久手市の認可保育施設及び認可外保育施設において、保育士として月60h以上（休憩除く）継続的に就労する（予定者を含む）	+1
8	保護者の育児休業取得により長久手市の認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する	+2
9	生活保護法適用世帯	+2
10	虐待やDVを受けている、里親委託が行われている等社会的養護が必要な場合	別途判断
11	保育料を滞納している世帯	-5

【備考】

- 障がい児保育については、別に判定を行います。
- 基本指数は、同一世帯の中で最も低い指数の人で判定を行います。
- 基本指数が二つの区分を満たす場合は、指数の高い方で判定を行います。
- 入所希望者の指数の合計が同じ場合は、基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合には抽選番号の小さい方から優先して順位を決定します。
- 育児短時間勤務の場合は、就労契約時間の指数で選考します。
- 就労契約時間は、残業時間及び休憩時間を含まない時間を指します。
- 調整指数4及び5のいずれも満たす場合は4の指数のみを対象とします。
- 調整指数6の認可外保育施設等については、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園要件を満たし、月60時間以上預けていることがわかる通園証明書等の提出がある方が対象です。（ただし、求職中、育児休業中の方を除く。）
- 当初申込みの算定基準日は、10月27日です。

基本指数	調整指数	合計	抽選番号1	抽選番号2
------	------	----	-------	-------

R8.9.1改正

各施設の詳細は、別冊の「施設案内」をご覧ください。

長久手市内保育所等一覧(令和9年4月1日現在) 【保育園】

保育園名	所在地	電話 (局番0561)	開所時間 (全日)	閉所時間 (月～金曜日)	閉所時間 (土曜日)	給食	利用 定員	対象 年齢 (※1)	障がい児保育 (3歳児クラス以 上)	設置運営主体
①上郷保育園	前熊前山173番地2	62-3173	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	232人	0～5歳	○	長久手市 (公立)
②色金保育園(※2)	岩作中島13番地	62-0136	7:30から	18:00まで	上郷利用	給食 センター	229人	0～5歳	○	〃
③長瀬西保育園	作田二丁目1701番地	62-1665	7:00から	19:00まで	長瀬北利用	〃	236人	0～5歳	○	〃
④長瀬北保育園	鴨田1001番地2	62-2930	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	266人	0～5歳	○	〃
⑤長瀬南保育園	砂子1204番地	64-3733	7:30から	18:00まで	上郷利用	〃	133人	0～5歳	○	〃
⑥市が洞保育園	市が洞一丁目401番地	64-5620	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	138人	0～5歳	○	(株)ホビンス・エディック7 (私立)
⑦アスクはなみずき保育園	仲田1609番地	64-5161	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	100人	0～5歳	○	(株)日本保育サービス (私立)
⑧アートチャイルドケア長久手保育園	東原山46番地101	65-0124	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	60人	0～5歳	○	アートチャイルドケア(株) (私立)
⑨アインながくて保育園	山桶117番地	62-4158	7:00から	19:00まで	18:00まで	〃	89人	生後57日 ～5歳	○	中央出版(株) (私立)
⑩てとろ北保育園	池田61番地4	76-0678	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	90人	生後57日 ～5歳	○	(福)てとろ (私立)
⑪ALL4KIDS ナーサリースクール長 久手	市が洞二丁目801番地	56-2860	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	90人	生後57日 ～5歳	○	(福)ウイズ (私立)
⑫コロポックル長久手保育園	坊の後1418番地	59-7677	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	47人	0～2歳		(有)杜森キッズワールド (私立)

(※1)対象年齢が0歳からと記載のあるものは生後6か月経過後の翌月1日から対象です。

入所申込状況等により、受け入れ人数を調整することがあります。

(※2)医療的ケア実施園です。

【地域型保育施設】(0～2歳児クラス)

<小規模保育>

長久手ひまわり保育園	井堀208番地 エクセル川本/パートⅡ	62-9990	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	12人	生後57日 ～2歳
はな保育園はなみずき通	五合池1408番地 ホーバルパーク2階	61-6211	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳
フィリオ長久手	倉蒲池1101番地	64-0500	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	19人	0～2歳
はな保育園としょかん通	桜作708番地	56-7750	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳
memorytree保育園 長久手園	山野田629番地	59-7677	7:30から	19:00まで	19:00まで	〃	19人	0～2歳

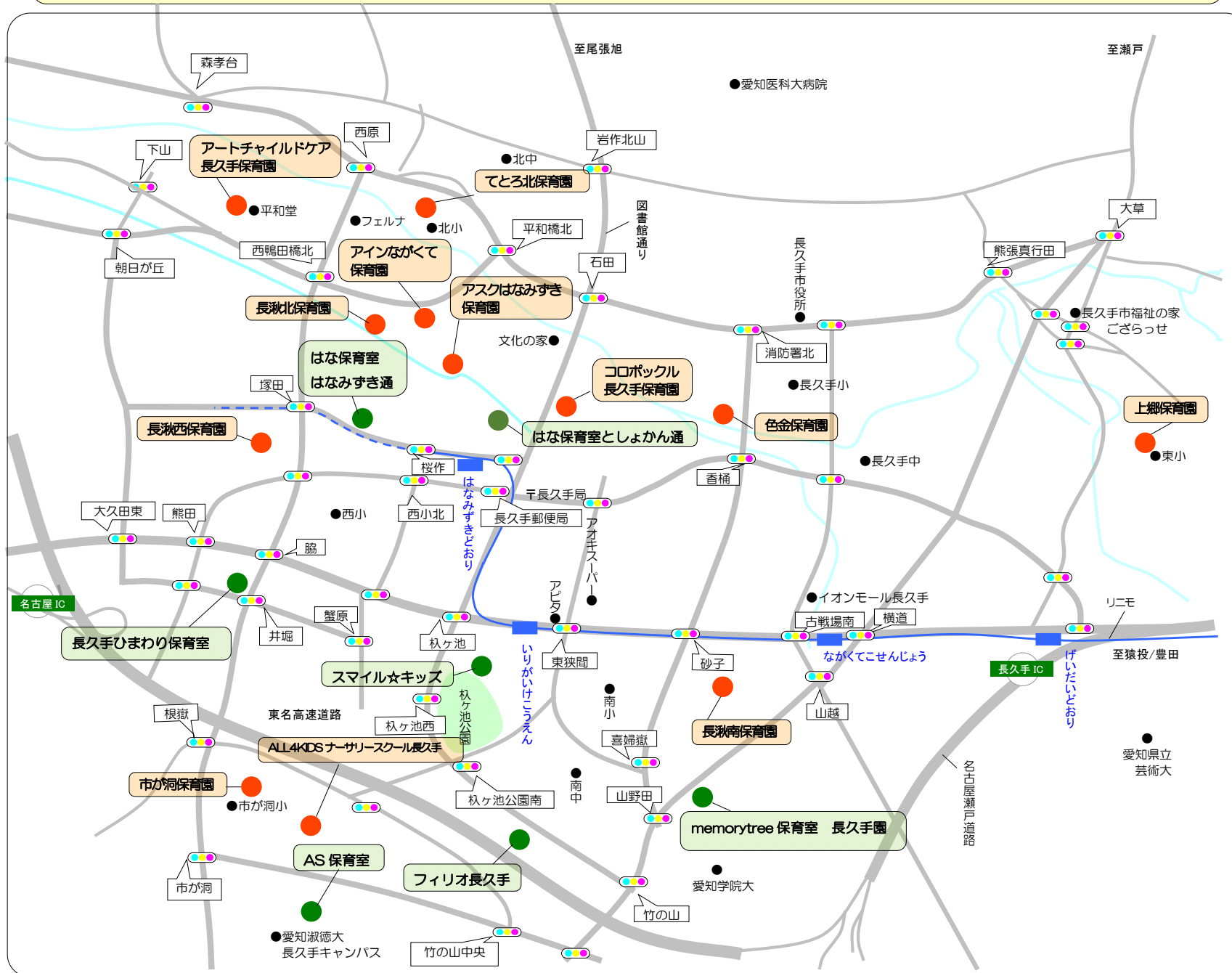
<事業所内保育>

愛知淑徳徳職場内保育室(AS保育室)	片平二丁目9番地	56-0020	8:00から	19:00まで	—	自園 調理	5人 (地域枠)	0～2歳
--------------------	----------	---------	--------	---------	---	----------	-------------	------

<家庭保育園>

スマイル☆キッズ	秋ヶ池1302番地 ボニービルC棟101	62-8123	8:00から	18:00まで	—	自園 調理	5人	0～2歳
----------	-------------------------	---------	--------	---------	---	----------	----	------

長久手市 認可保育施設マップ (R9.4)



令和9年度の保育料は未定です。参考として、令和8年度の保育料表を掲載します。

令和8年度 長久手市保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）基準額表
（令和8年10月1日以降分）

【表1】

（単位：円）

階層区分			月額保育料							
			3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）			
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0		0		0		
B		市町村民税非課税世帯		0		0		0		
C		市町村民税均等割のみ課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯）		7,000		0		0		
D 1		市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円未満		10,000	9,800	0	0	0	0
D 2	D 2 a		48,600円以上 57,700円未満		13,000	12,700	0	0	0	0
	D 2 b		57,700円以上 58,000円未満		13,000	12,700	0	0	0	0
D 3			58,000円以上 69,000円未満		16,000	15,700	0	0	0	0
D 4	D 4 a		69,000円以上 77,101円未満		22,000	21,600	0	0	0	0
	D 4 b		77,101円以上 85,000円未満		22,000	21,600	0	0	0	0
D 5	D 5 a		85,000円以上 97,000円未満		28,000	27,500	0	0	0	0
	D 5 b		97,000円以上 101,000円未満		28,000	27,500	0	0	0	0
D 6			101,000円以上 120,000円未満		34,000	33,400	0	0	0	0
D 7			120,000円以上 138,000円未満		39,000	38,300	0	0	0	0
D 8			138,000円以上 169,000円未満		44,000	43,200	0	0	0	0
D 9			169,000円以上 230,100円未満		49,500	48,600	0	0	0	0
D 10	D 10 a		230,100円以上 301,000円未満		52,500	51,600	0	0	0	0
	D 10 b		301,000円以上 397,000円未満		52,500	51,600	0	0	0	0
D 1 1			397,000円以上		55,000	54,000	0	0	0	0

備考

- この基準額表にいう年齢は、年度当初において達している年齢とする。（年度途中で年齢区分の変更は行わない。）
- この表の階層区分の認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 市町村民税の課税額は、入所児童の属する世帯のうち、入所児童の保護者に係る課税額の合計とする。この場合、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とする。）をいう。
- この表のC階層からD 2 a階層までに属する世帯であって、生計を一にする特定被監護者等のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- この表のC階層からD 5 a階層までに属する世帯であって、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等（満18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。）のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。

6 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）の場合で、C階層からD4a階層に属する世帯のときは、表2に掲げる額とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【表2】

階層区分	月額保育料					
	3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B又はC	0	0	0	0	0	0
D 1	4,500	4,400	0	0	0	0
D 2 a	6,500	6,350	0	0	0	0
D 2 b	6,500	6,350	0	0	0	0
D 3	8,000	7,850	0	0	0	0
D 4 a	9,000	9,000	0	0	0	0

7 6に該当する世帯のうち、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早い者から順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は0円とする。

8 4から7に該当しない世帯において、同一世帯から2人以上の負担額算定基準子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、企業主導型保育施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合には、出生が最も早いものから順に数えて第2番目の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。

9 8の規定に該当しない世帯のうち、表1のD5b階層からD10a階層までに属する世帯については、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

10 生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早いものから順に数えて第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。

11 公立保育所で延長保育を利用する児童の属する世帯に係る保育料は、表1及び各項の規定により算出した利用者負担額に、次の表の利用区分に応じた延長保育料を加算した額とする。ただし、基準額表のA階層の世帯に属する場合又はB階層からD1階層に属し、ひとり親世帯等に該当する場合は、延長保育料を加算しない。

利用区分	単位	延長保育料
午前7時から午前7時30分まで	1回	100
午後6時30分から午後7時まで	1回	100

12 この表における市町村民税の課税額は、教育・保育認定保護者又は当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。

記載例

教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書 兼 児童台帳

令和 8 年 ○月 ○日

長久手市長 殿

認定保護者

長久手 さつき

保育所等の

申込児童が出生前の場合、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入し、（□予定日）にチェックをしてください。

次のとおり申請します。

日中連絡のつくり方の連絡先を記載してください。

申込児童	氏名	生年月日（□予定日）	R9.4	性別	中の連絡先（電話番号）
	ながくて じろう	令和 6 年 10 月 1 日			
	長久手 次郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			
居住地	長久手市 岩作城の内60番地1				① 090 - 1111 - 1111 父・母・自宅・その他（ ）
現住所が市外の場合の居住地	転入予定日（ 年 月 日）				② 090 - 2222 - 2222 父・母・自宅・その他（ ）
保育の希望の有無	無 ☐ 1号（満3歳以上）		幼稚園等（幼稚園、認定こども園（教育部分））の利用を希望する場合。※①、②、⑤をご記入ください。		
	有 ☐ 2号（満3歳以上） ☒ 3号（満3歳未満）		保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等（保育所、地域型保育事業または認定こども園（保育部分））において保育の利用を希望する場合		

①世帯の状況

子どもの世帯員	同居の方全員記載してください。		生年月日	勤務先 学校名等	備考 ※R8.1.1時点の住所が市外もしくは単身赴任の場合はこちらに住所を記入してください。
	性別	マイナンバー			
	ながくて かずお	父	昭・平・令 2 年 4 月 1 5 日	必ずマイナンバーを記	東京都港区〇〇〇〇
	長久手 和夫		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
	ながくて さつき	母	昭・平・令 2 年 5 月 1 8 日	(株)△△	
	長久手 さつき		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		
	ながくて たろう	兄	昭・平・令 2 年 8 月 1 1 日	長久手小学校	☐ 同時申込児童
	長久手 太郎	男・女	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		
	ながくて さくら	妹	昭・平・令 7 年 1 2 月 2 8 日		☒ 同時申込児童
	長久手 桜	男・女	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		
		昭・平・令 年 月 日		☐ 同時申込児童	
	男・女				
		昭・平・令 年 月 日		☐ 同時申込児童	
	男・女				

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間※	令和 9 年 4 月	☒ 1 日から ☐ 1 5 日から ☐ 日から（産休明け保育の方）	☒ 小学校就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで	
入所を希望する	第1 ○○保育園	第6	第11	第16
	第2 △△保育室	第7	第12	第17
	第3 □□保育園	第8	第13	第18
	第4 ××保育園	第9	第14	第19
	第5	第10	第15	記入された園のみ調整します。通える園は全てご記入ください。

※利用を希望する期間は、保育期間を確約するものではありません。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	父	必要とする理由	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他	保護者（父母、祖父祖母など）の就労等保育ができない理由を選択してください。		
			通勤手段	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☒ 電車 ☐ その他（ ）	通勤時間	片道	1時間
	必要とする理由	土・日曜日を希望される方は、就労証明書等で土・日曜日に家庭での保育が困難であることが確認できる方に限ります。	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）				
			☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他（ ）	通勤時間	片道	時間	15分
希望する利用時間	利用曜日			利用時間※			
	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 日			8時00分から 16時00分まで			

※利用時間の上限は原則通勤時間＋勤務時間＋20分となります。

④ 利用調整について

世帯の状況について（該当する方のみチェックしてください。）		
(1) ☐ 育休退園後の再申し込み（育児休暇取得により市内認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する。）		
(2) ☐ 育休中で3歳児以上クラスを申込（ 年度中に育休から復帰予定）※復帰しない場合は、指数が1点となります。		
(3) ☐ ひとり親家庭 ☐ 生活保護世帯 ☒ 単身赴任（住所を①に記入） ☐ 在宅障害児（者）		
現在の保育状況について（複数回答可、申込児童が出生前の場合は回答不要）		
☒ 自宅で父母または親族等が保育（続柄： 母 ） ☐ 幼稚園利用（施設名： ） ☐ 認可保育施設を利用（施設名： ）	☐ 認可外保育施設利用（施設名： ） ☐ 一時保育等託児制度利用（施設名： ） ☐ その他（ ）	
きょうだいの同時申し込みについて	☒ あり	☐ なし
長久手市では、きょうだいが同一の園に入所できるように調整します。同園での調整ができない場合は、別々の園で調整します。 そのうえで、きょうだいの方のみ入所が内定した場合の希望を、いずれか1つ選択してください。 ※すでに申込を行っている児童がいる場合も「あり」にチェックを入れてください。	☐ 入所できる児童だけでも入所を希望する ※入所できなかった子は待機となります ☒ 一方のみの入所は希望せず、全員入所できるまで待機する	
【当初申込者のみ】入園調整の優先順位について	抽選番号①（仮）	抽選番号②（仮）
1～45のうち、異なる数字を2つ記入してください。 入園選考で指数が同じ方が並んだ場合、記入された数字をもとに抽選で順位を決定します。	5	45

⑤同意書

1 申請書類の内容が実態と異なる場合、認定又は入所を取り消す場合があります。 2 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。 3 市が、教育・保育給付認定に必要な市町村民税情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧する場合があります。 4 上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を、施設等に提示する場合があります。 5 申請書類の記載内容の確認のため、勤務先等に連絡する場合があります。 6 支給認定について当初入園申込の場合は、認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要する場合は、利用調整の結果とともに1月頃に通知します。 7 児童の入所決定及び入所後の指導を目的として、母子保健・療育支援・教育委員会等の関係機関が所有する健康状態・発達状況に関する情報の閲覧及び聞き取りを行う場合があります。	保護者署名
--	------------------

○市記入欄

入所決定した保育所	児童宛名番号
認定区	
記入不要	
☐ マイナンバー ☐ 住民票 ☐ マイナンバー	

記入例（当初申込者のみ提出）

保育所等入園申込チェックシート

申込児童氏名（生年月日）①	申込児童氏名（生年月日）②	申込児童氏名（生年月日）③
山田 次郎 (R 4.5.5)	山田 桜 (R 7.12.12)	申込児童が出生前の場合は、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください。

○全員提出

書類名		部数・対象者	チェック
教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書兼 児童台帳		申込児童で1枚	☒
児童世帯状況調査票		申込世帯で1枚	☒
「保育の必要な事由」の確認書類		申込世帯で1セット	下表参照
番号確認書類	個人番号カード又は通知カード等の写し	世帯全員	☒
本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し	申請者(父又は母)	☒
保育園入園申込チェックシート（本紙）		申込世帯で1セット	☒

○「保育の必要な事由」の確認書類 ※児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です。

入園要件	書類名	父	母
就労	正社員等 就労証明書 (入園案内2ページ参照)	✓	✓
	自営 就労証明書及び確定申告書等の写し	□	□
出産	母子手帳の写し	—	□
疾病	診断書又は手帳の写し	□	□
介護	対象者の診断書又は手帳の写し及びタイムスケジュール	□	□
災害	り災証明書	□	□
求職活動	提出書類不要	□	□
就学	在学証明書及びカリキュラム	□	□

○状況により提出が必要な書類

区分	書類名	チェック
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し	□
申込児童が出生前の方	母子手帳の写し	✓
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	□
認可外保育施設に通園している方	認可外通園証明書の写し	□
障がい者(児)と同居している方 (申込児童も含む)	手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	□

記入不要

記入不要

児童世帯状況調査票

記入日 R **8. 9. 16**

記入者氏名 **山田 さつき**

申込児童の生育歴及び心身の状況について（生

児童氏名	山田 次郎		
性別	☒ 男 ・ 女		
生年月日	R 8. 12. 12		
第一希望園	000 保育園	保育園	保育園
妊娠中の 状況（異常）	☒ 無 ☐ 有（内容：	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有（内容：
出産時の 状況	☐ 安産 ☒ 難産（ 鉗子分娩 ） ☐ 早産（ か月） ☐ 未熟	☐ 安産 ☐ 難産（ ） ☐ 早産（ か月） ☐ 未熟	☐ 安産 ☐ 難産（ ） ☐ 早産（ か月） ☐ 未熟
出産時体重	3,200 g	g	g
哺乳	☒ 母乳 ☐ 人工 ☐ 混合	☐ 母乳 ☐ 人工 ☐ 混合	☐ 母乳 ☐ 人工 ☐ 混合
健診時の 指摘事項	☒ 無 ☐ 受診していない ☐ 有（内容：	☐ 無 ☐ 受診していない	☐ 無 ☐ 受診していない ☐ 有（内容：
持病・ 病歴※	☒ 無 ☐ 有（病名：	☐ 有（病名：	☐ 有（病名：
熱性けいれ ん	☒ 無 ☐ 有（直近日：	☐ 無 ☐ 有（直近日：	☐ 無 ☐ 有（直近日：
てんかん	☐ 無 ☐ 有（直近日：	☐ 無 ☐ 有（直近日：	☐ 無 ☐ 有（直近日：
アレルギー	☐ 無 ☒ 有（内容：卵、乳）	☐ 無 ☐ 有（内容：	☐ 無 ☐ 有（内容：
その他気にな ること	☒ 言葉 ☐ 行動 ☐ 理解力 ☐ 食事 ☒ 発達 ☐ その他 言葉がゆっくり・不明瞭 落ち着きがない 偏食がある など	☐ 言葉 ☐ 行動 ☐ 理解力 ☐ 食事 ☐ 発達 ☐ その他	☐ 言葉 ☐ 行動 ☐ 理解力 ☐ 食事 ☐ 発達 ☐ その他

「生育歴」、「心身の状況」の欄は、保育するうえで特に大切な資料です。正しく記入してください。正しく記入されてない場合、入所決定後でも退所となることがあります。
生後間もない等で不明な項目がある場合は、空欄としてください。

異常「有」なら、異常の名称を記入。

現在病院にかかっている病気もご記入ください。

成長や生活の中で気になることを記入してください。

※傷病歴には、おたふくかぜ、はしか、水ぼうそう等の感染症を含め、これまでにかかった主な病気を記入してください。

※この調査票は、入園調整、児童面接及び入園後の保育に必要な情報を確認するために使用します。該当する項目にチェックし、必要事項を記入してください。

※申込み後に記載内容に変更が生じた場合は、速やかに子ども未来課へご連絡ください。申し出の時期によっては、変更内容を入園調整に反映できない場合があります。

以下、二次元コードにおいて関連情報等を掲載しておりますので適宜参考にしてください。



入園を検討・申し込む方へ

よくあるご質問

保育所等に係るよくあるご質問を掲載しています。



入園申込・申込書類

令和9年度保育所等入所申込みに係る申込用紙等を掲載しています。



保育園の見学について

園見学に係る情報を掲載しています。



市内認可保育園・地域型保育施設について

市内の各認可保育施設の紹介等を掲載しています。



その他の保育・相談情報

認可外保育施設について

認可外保育施設に関する情報を掲載しています。



病児・病後児保育について

病児・病後児保育に係る情報を掲載しています。



子育てコンシェルジュについて

子育てコンシェルジュに関する情報を掲載しています。

